

# 平成21年9月定例会

議第15号議案「市町村の合併に伴う埼玉県議会議員の選挙区の特例に関する条例」について

## 本会議における提案説明（自民党 小谷野議員）

議第15号議案「市町村の合併に伴う埼玉県議会議員の選挙区の特例に関する条例」について、提案者を代表いたしまして御説明申し上げます。

御案内のとおり、久喜市、菖蒲町、栗橋町及び鷲宮町の4市町と加須市、騎西町、北川辺町及び大利根町の4市町の合併が来年3月23日に予定されています。

今定例会には、久喜市、菖蒲町、栗橋町及び鷲宮町に係る廃置分合議案が提出され、先程議決されたところです。

加須市、騎西町、北川辺町及び大利根町に係る廃置分合議案につきましても12月定例会に提出される見込みです。

これらの市町村合併に伴い郡市の区域に変更が生じますので、合併市町に係る県議会議員の選挙区について、条例での対応が必要となります。

本県では、これまでの市町村合併に伴う県議会議員の選挙区については、「市町村の合併の特例等に関する法律」いわゆる合併特例法に基づく特例条例を制定して対応して参りました。

したがって、今回の市町村合併につきましても特例条例を制定することにより対応することが適当であると考え、本条例案を提出するものです。

条例案の内容につきましては、「特例条例の施行の日から合併特例法が失効する平成22年3月31日までの間に行われる市町村の合併により都市の区域の変更を生ずる場合における県議会議員の選挙区は、従前の選挙区による」とするものです。

また、特例の期間については、合併特例法の規定に従い、「当該市町村の合併の日から次の一般選挙により選出される県議会議員の任期が終わる日までの間」とするものです。

以上をもちまして提案理由の説明を終わりますが、議員各位におかれましては、よろしく御審議いただき、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

## 議会運営委員会における質疑・答弁

### 〔質疑1〕（無所属刷新の会 舟橋委員）

前回の「選挙区の特例に関する条例」では、現在の議員の任期が終わる日までの間に限り、従前の選挙区によるとされていました。

今回の条例案では、次の議員の任期が終わる日までの間に限り、従前の選挙区によるとされていますが、今回、次の議員の任期が終わる日までの間とした理由について、お伺いいたします。

### 〔答弁1〕（自民党 小谷野委員）

特例の期間については、国勢調査が来年10月に実施され、速報人口の公表が翌23年1月か2月に予定されています。また、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の見直しも行われると考えられます。

このような事情を考慮すると、特例の期間については、一度期間を決定するとこれを延長することはできないことから、弾力的な取扱いを可能とするよう、合併特例法の規定どおり、合併の日から次の一般選挙により選出される県議会議員の任期が終わる日までの間としています。

### 〔質疑2〕（無所属刷新の会 舟橋委員）

鴻巣市からは、鴻巣市の全域を同一の選挙区とするよう強く求める意見が出されています。我が会派の鴻巣市選出の中屋敷慎一議員も、地元の方々から同様の意見を伺っています。このような意見があるにもかかわらず、今回の条例案によれば、平成23年の県議会議員一般選挙においても、鴻巣市の選挙区は分断されたままとなってしまいます。

「選挙区の安定性の確保」よりも、地元県民の意見を尊重することの

方が重要ではないかと考えますがどうか、お伺いいたします。

〔答弁2〕（自民党 小谷野委員）

鴻巣市の件については、現行の「埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例」において公職選挙法に基づく衆議院小選挙区選出議員の選挙区の特例を適用していることの結果として生じたもので、市町村合併に対処するための今回の措置とは別の問題です。

〔質疑3〕（無所属刷新の会 舟橋委員）

平成18年の「埼玉県議会議員定数・選挙区問題協議会」において、「来年（すなわち平成19年）の一般選挙後、市町村合併の動向等も踏まえながら、選挙区・定数について全面的な見直しを行う必要がある」という意見が出されています。

しかしながら、今回の条例案は、“市町村合併の動向等も踏まえた全面的な見直し”という方向性に反するものではないかと考えますがどうか、お伺いいたします。

〔答弁3〕（自民党 小谷野委員）

市町村合併が行われる郡市の区域に変更が生ずる場合に対処するための措置を定めるものであり、平成18年度の意見に反するものではありません。

御質問の点については、国勢調査の結果、衆議院選挙区画定審議会の勧告及び衆議院小選挙区選出議員の選挙区の見直し等を踏まえて、県議会議員の選挙区等の見直しが検討されるものです。

議会運営委員会における反対討論（無所属刷新の会 舟橋委員）

無所属刷新の会を代表して、議第15号議案「市町村の合併に伴う埼玉県議会議員の選挙区の特例に関する条例」に対し、反対の立場から討論を行います。

平成18年3月23日に、鴻巣市議会から県知事及び県議会議長あてに「県議会議員選挙の選挙区の改正を求める意見書」が提出されまし

た。この意見書は、「鴻巣市の全域を同一の選挙区とすること」を強く求めるものであり、以後、多くの地元県民から、同様の意見が寄せられています。

平成19年の県議会議員一般選挙の投票率を見ると、鴻巣市の一部である旧川里町は36.32%であり、同じ東第4区の大利根町61.29%、騎西町51.96%、北川辺町46.98%と比べ、かなり低くなっています。

このような状況の中で、平成19年に続き、平成23年の県議会議員一般選挙においても、鴻巣市の全域を同一の選挙区とすることができなければ、県民の意見に応えることができません。

また、平成18年の「埼玉県議会議員定数・選挙区問題協議会」において、平成19年の一般選挙後、「市町村合併の動向等も踏まえながら、選挙区・定数について全面的な見直しを行う必要がある」という意見が出されています。

この意見を考慮すれば、前回の「選挙区の特例に関する条例」と同様に、特例の適用期間を現在の議員の任期が終わる日までの間に限り、平成23年の県議会議員一般選挙までに市町村合併の動向等も踏まえながら、選挙区・定数について見直しを行うべきであると考えます。

以上の理由から、議第15号議案「市町村の合併に伴う埼玉県議会議員の選挙区の特例に関する条例」に対し、反対いたします。

### 議会運営委員会における反対討論（公明党 久保田委員）

議第15号議案に対し、反対の立場から討論いたします。

市町村合併に伴う県議会議員の選挙区等については、公明党としては、公職選挙法第15条第1項に規定されている「都道府県の議会の議員の選挙区は、郡市の区域による」を適用すべきと考えます。すなわち、新たな郡市の区域を選挙区とすべきであります。

我が党は、すでにこの立場から平成18年9月定例会で「埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関

する条例の一部を改正する条例」案を提案しています。

よって、公明党としては、議第15号議案に対し、反対いたします。

### 議会運営委員会における賛成討論（民主党・無所属の会 丸山委員）

民主党・無所属の会を代表して議第15号議案「市町村の合併に伴う埼玉県議会議員の選挙区の特例に関する条例」に対し、賛成の立場から討論いたします。

私は、市町村合併により選挙区割が変更された場合、選挙区割変更の急変を緩和するため、合併特例法を適用させるべきと考えております。

本県においても、以前より同様の対応をとってきており、今回についても同様の条例を制定し、対応すべきと考えております。

また、旧川里町の件につきましては、「埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例」において衆議院小選挙区選出議員の選挙区の特例を適用していることの結果としてたまたま生じたもので、市町村合併に対処するための今回の措置とは別の問題です。

この件につきましては、来年10月に実施される国勢調査の結果やその後の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の見直し等を踏まえて県議会議員の定数及び選挙区等を見直す中で検討されるべき問題であると考えます。

よって、本議案は、市町村合併に伴い必要かつ妥当な対応をとるものであることを主張いたしまして、賛成討論といたします。